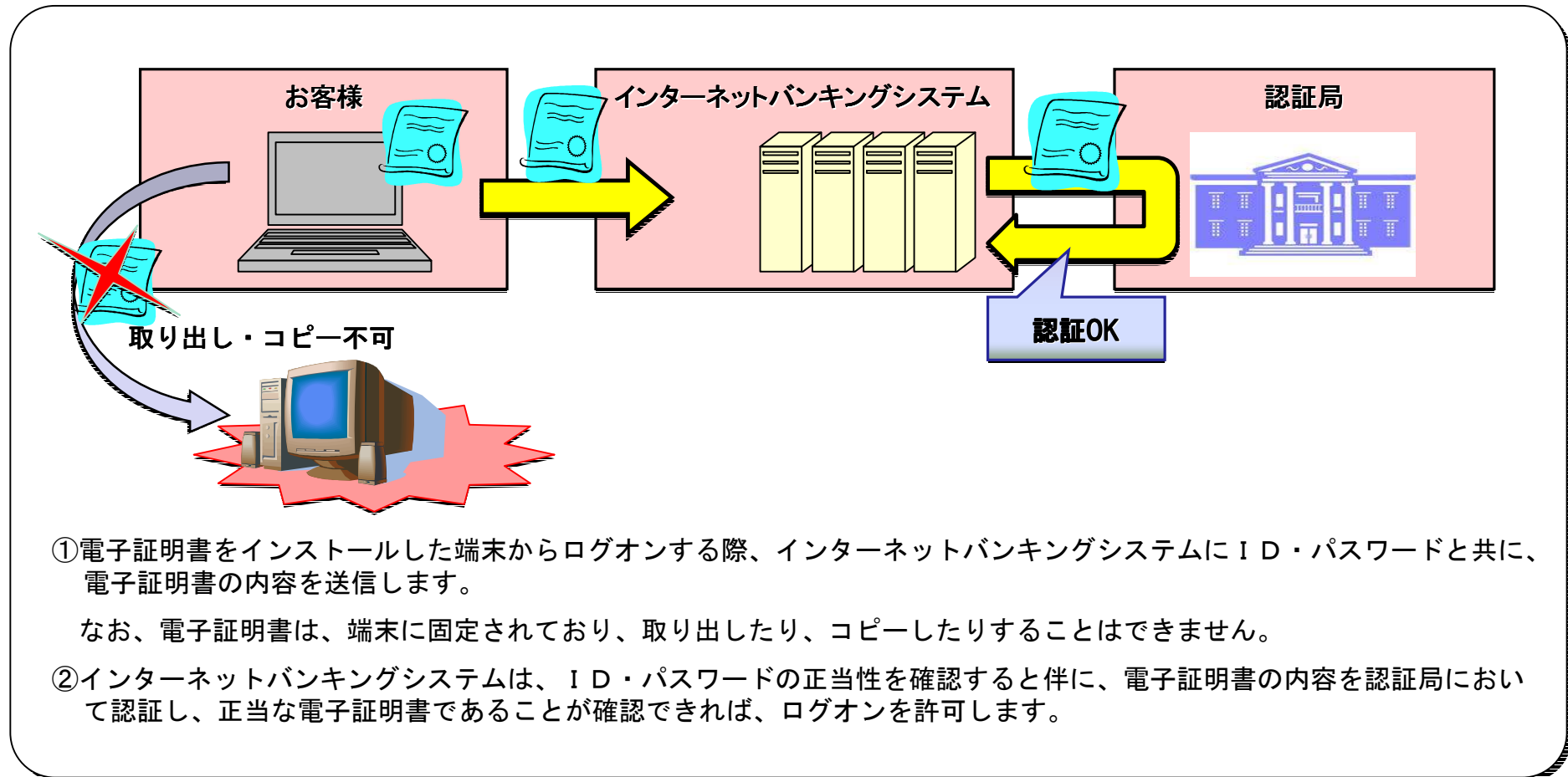


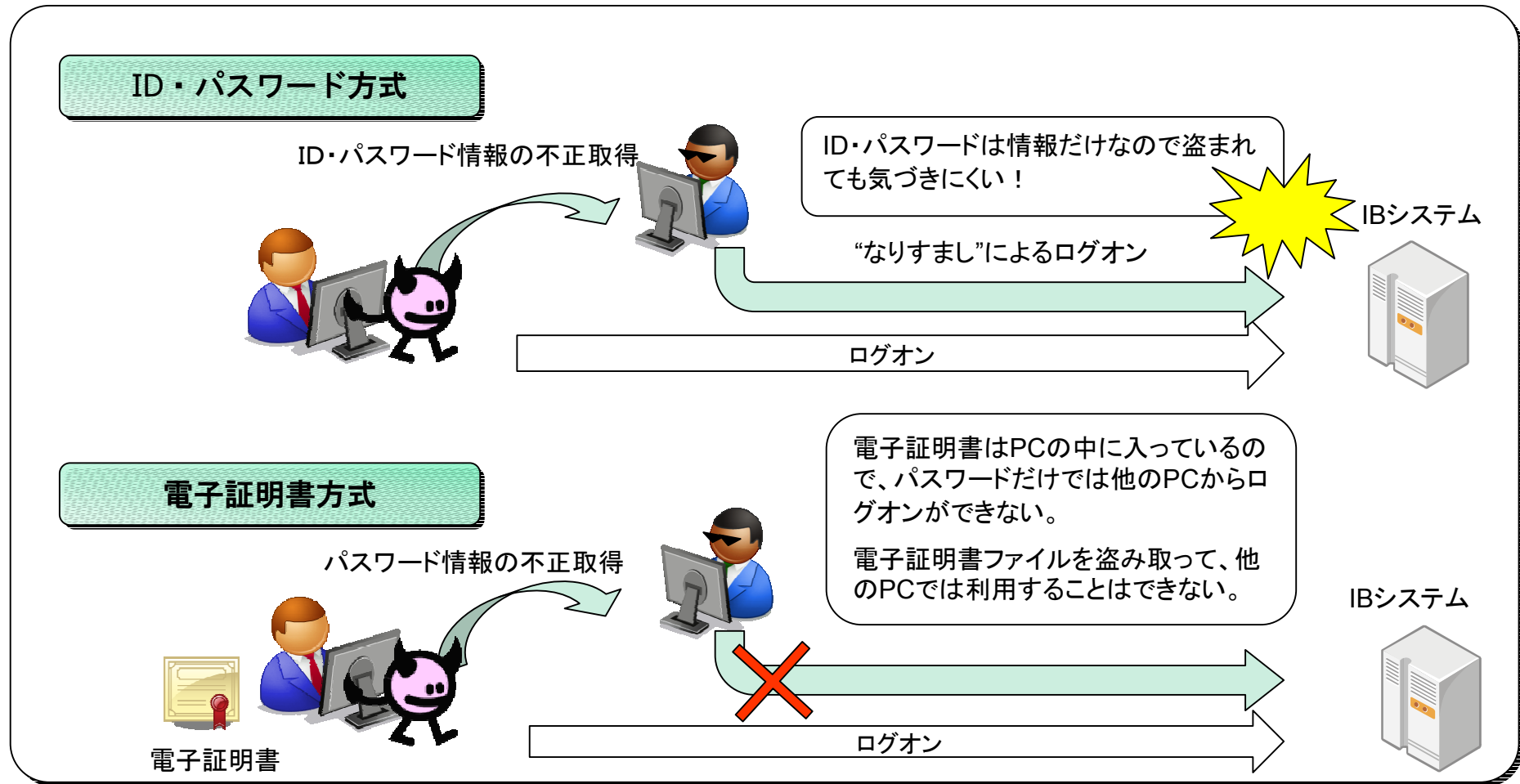
# 1. 電子証明書方式の有効性について①

電子証明書方式については、予め電子証明書をインストールした端末でのみ取引可能となるため、万一、パスワードが漏えいした場合にも不正取引を未然に防止する有効な手段となります。



# 1. 電子証明書方式の有効性について②

電子証明書により、ログインできるパソコンが特定されるため、IDパスワード方式と比べて、パスワードを不正取得されたとしても「なりすまし」によるログオンを防ぐことが可能です。



## 2. 電子証明書の基本仕様について

### 1. 電子証明書の発行単位

電子証明書は、管理者および全利用者の各1IDに対し1枚発行します。管理者分の電子証明書の発行は信用金庫がおこない、利用者分は管理者が発行します。

### 2. 電子証明書方式の利用単位

認証方式の選択は、契約法人単位です。電子証明書方式で認証を行う契約法人の管理者および全ての利用者は、認証の際に電子証明書が必要となり、同一契約法人内で一部利用者におけるID・パスワード方式での利用はできません。

(例) 個人事業主が1人で職場と自宅のパソコン2台を使用する場合

- ・管理者の電子証明書は金庫が発行し、利用者の電子証明書は管理者が発行します。
- ・利用者が一人でも、パソコンを2台使う場合には「利用者ID」を2つ登録し、それぞれに電子証明書を発行する必要があります。

